

# 木曾川水系連絡導水路事業監理検討会（第6回）

日時：平成21年7月30日（木） 10:00～12:00

場所：水資源機構 中部支社 4階会議室

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. あいさつ

### 3. 議事

1) 名古屋市からの状況説明

2) 環境への影響検討の状況

3) 副知事・副市長会議の議事概要の確認等

4) その他

### 4. 閉会

# 木曾川水系連絡導水路事業監理検討会

## 構 成

座 長	山根 尚之	国土交通省 中部地方整備局 河川部長
	金森 吉信	岐阜県 県土整備部長
	藤山 秀章	岐阜県 都市建築部長
	片桐 正博	愛知県 地域振興部長
	川西 寛	愛知県 建設部長
	田口 晶一	愛知県 企業庁 水道部長
	小林 清人	三重県 政策部長
	北川 貴志	三重県 県土整備部長
	三羽 宏明	名古屋市 上下水道局 次長 (技術本部長兼務)
	富岡 誠司	独立行政法人 水資源機構 中部支社 副支社長

(敬称略)

平成 21 年 7 月 30 日現在

木曾川水系連絡導水路事業監理検討会（第6回）

出席者名簿

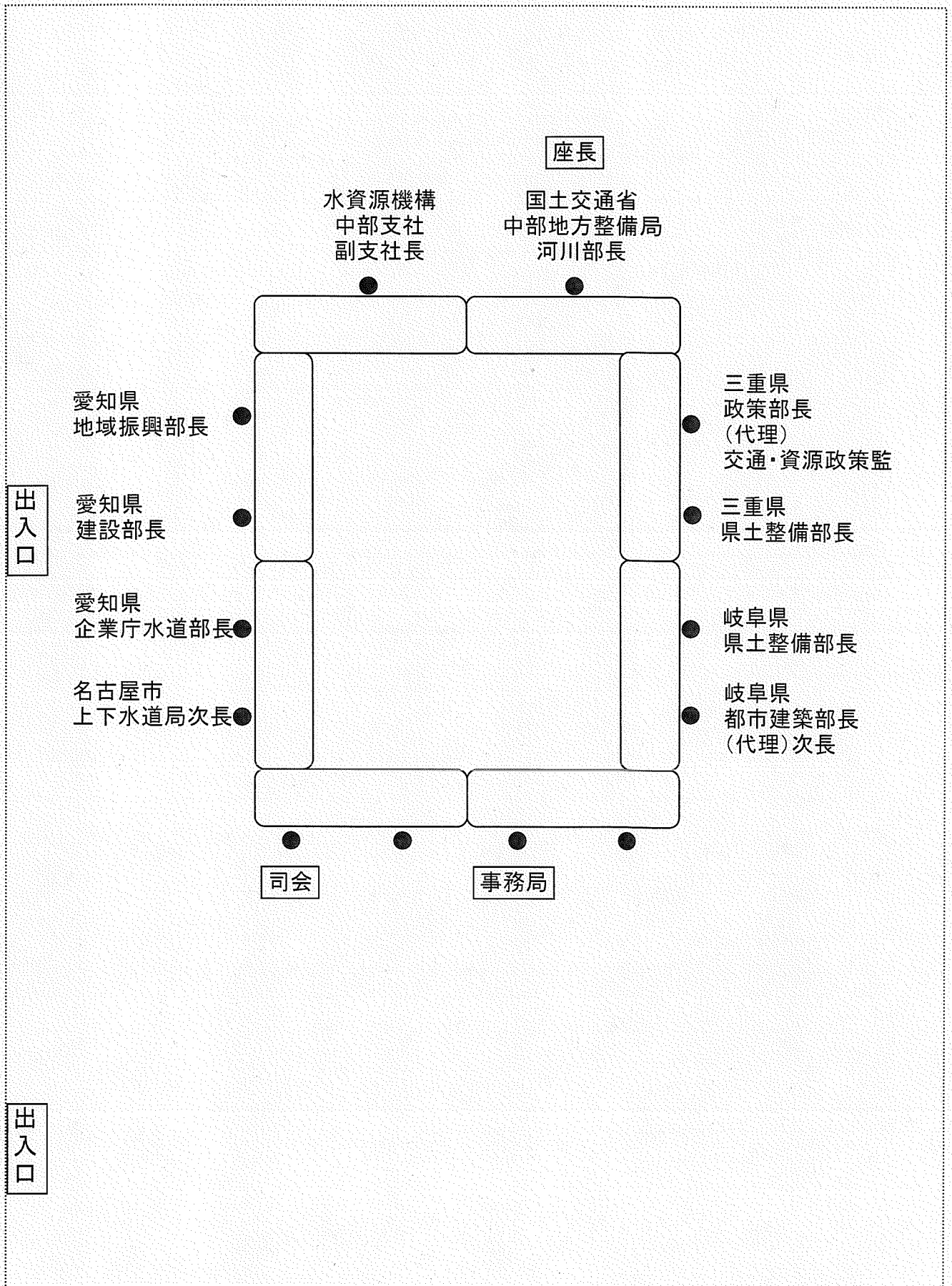
山根 尚之	国土交通省 中部地方整備局 河川部長
金森 吉信	岐阜県 県土整備部長
藤山 秀章	岐阜県 都市建築部長
(代理) 小早川 耕一	〃 都市建築部 次長
片桐 正博	愛知県 地域振興部長
川西 寛	愛知県 建設部長
田口 晶一	愛知県 企業庁 水道部長
小林 清人	三重県 政策部長
(代理) 辻 英典	〃 政策部 交通・資源政策監
北川 貴志	三重県 県土整備部長
三羽 宏明	名古屋市 上下水道局 次長（技術本部長兼務）
富岡 誠司	独立行政法人 水資源機構 中部支社 副支社長

（敬称略）

木曾川水系連絡導水路事業監理検討会（第6回） 配席図

日 時：平成21年7月30日(木) 10時00分～12時00分

場 所：水資源機構中部支社 4階 会議室



## 「木曽川水系連絡導水路事業監理検討会」規約

### (趣旨)

第1条 「木曽川水系連絡導水路事業監理検討会」(以下「検討会」という)の組織及び運営に関しては、この規約に定めるところによる。

### (目的)

第2条 本検討会は、木曽川水系連絡導水路事業(以下「導水路事業」という。)に係る環境影響に関する検討状況、環境への配慮に必要な施設の設計・運用等に関する検討状況、並びに事業量・事業費・実施工程・コスト縮減の、事業の執行状況の確認を行うとともに、事業執行上の課題について調整することにより、適正な事業執行監理を行うことを目的とする。

### (構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者により構成する。

国土交通省	中部地方整備局	河川部長
岐阜県	県土整備部	県土整備部長
	都市建築部	都市建築部長
愛知県	地域振興部	地域振興部長
	建設部	建設部長
	企業庁	水道部長
三重県	政策部	政策部長
	県土整備部	県土整備部長
名古屋市	上下水道局	技術本部長
独立行政法人水資源機構	中部支社	副支社長

### (座長)

第4条 座長は、国土交通省中部地方整備局河川部長が務めるものとし、会務を総括し検討会を代表する。座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

### (幹事会)

第5条 検討会に幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会に属すべき幹事は、検討会を構成する者がそれぞれ指名する者とする。
- 3 幹事長は、国土交通省中部地方整備局河川部広域水管理官が務めるものとし、幹事会の事務を所掌する。
- 4 幹事長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(検討会の所掌事務)

第6条 検討会は、導水路事業について、次に掲げる事項を行う。

- 一 事業の執行状況の確認
  - ・ 環境影響に関する検討状況
  - ・ 環境への配慮に必要な施設の設計・運用等に関する検討状況
  - ・ 事業量、事業費、実施工程、コスト縮減
- 二 事業執行上の課題についての調整
- 三 その他

(検討会の開催)

第7条 検討会の開催は、座長の判断により随時開催するものとする。

- 2 幹事会は、検討会に先立ち開催することを基本とし、必要に応じて幹事長の判断により開催するものとする。

(議事の公開)

第8条 検討会の議事の公開については、検討会終了後に議事概要を公表することをもって公開とする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、独立行政法人 水資源機構 中部支社 建設部 第一事業企画課内に置くものとし、検討会に関する庶務は事務局において処理する。

(会議の招集)

第10条 検討会の招集は、座長の確認を得て事務局が招集する。

- 2 幹事会の招集は、幹事長の確認を得て事務局が招集する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が検討会に諮って定める。

付則

この規約は平成20年11月17日から施行する。